

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ
(アルケランド)

令和 8 年 3 月 25 日にサービスを終了した「アルケランド」における、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

紫龍株式会社

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

ダイヤ (アルケランド)

※有償発行分に限ります。

3. 払戻しの申出期間

令和 8 年 3 月 26 日 (木曜日) 12 : 00 から令和 8 年 6 月 24 日 (水曜日) 11 : 59
まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

4. 払戻しに関する問い合わせ先

サポート窓口

<http://www.zlongame.co.jp/question.html>

令和 8 年 3 月 25 日

東京都豊島区池袋 2 丁目 17 番 8 号天翔池袋西口 ANNEX ビル 3 階 306 号室

紫龍株式会社